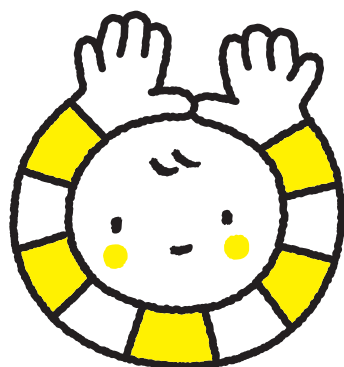


児童扶養手当のてびき

2026年4月改訂



こどもっと
KOBE

こどもの健やかな成長を願って

ひとり親家庭になる理由は様々ですが、一人で仕事や家事を担いながら子育てをすることはとても大変なことです。そのため、ひとり親家庭等の生活の安定のために児童扶養手当を支給し、経済的自立を応援します。

目次

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 対象となる方 | ・・・P2 |
| 2. 所得制限 | ・・・P3 |
| 3. 手当額（月額） | ・・・P4 |
| 4. 申請・支給の方法 | ・・・P5 |
| 5. 毎年必要な手続き | ・・・P6 |
| 6. 生活状況に変化があったときの手続き | ・・・P7 |
| 7. 注意事項 | ・・・P9 |
| 8. お問い合わせ先 | ・・・P10 |



こどもっと
KOBE

1. 対象となる方

児童扶養手当の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 児童を監護している母
- ・ 児童を監護し、生計を同じくする父
- ・ 父母にかわって児童を養育している養育者
 - ※監護・・・監督し保護すること
 - ※養育・・・児童と同居し、監護し、生計を維持していること

◎ 対象となる児童

対象となる児童は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は 20 歳に達する日の前日まで）の児童です。

- ・ 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める重度障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 棄児など父母が明らかでない児童



◎ 次のいずれかに該当する場合は、手当を受給できません

- ・ 手当を受けようとする方（母、父または養育者。以下「申請者」という）もしくは児童が、日本国内に住所がない場合。
- ・ 児童が里親に委託されている場合。
- ・ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所している場合。
- ・ 児童が父または母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくても、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む）に養育されている場合。ただし、配偶者が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ・ 申請者が母のとき、または父母にかわって児童を養育している養育者のときは、児童が父と生計を同じくしている場合。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ・ 申請者が父のときは、児童が母と生計を同じくしている場合。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

2. 所得制限

手当額は、申請者の所得及び生計を共にする扶養義務者等（申請者の配偶者、生計同一の直系血族及びきょうだい）の所得により決まります。

※児童扶養手当の年度は11月～翌年10月までです。

例）申請が令和8年4～9月の場合は、令和7年度の所得（令和6年1～12月の所得・養育費）、令和8年10月～令和9年3月の場合は、令和8年度の所得（令和7年1～12月の所得・養育費）で支給額を計算します。

※所得は合算ではなく、申請者・扶養義務者等のそれぞれの所得で判定します。

$$\begin{aligned} \text{所得額} &= (\text{前年の総所得金額} + \text{養育費の8割}) \\ &\quad - 10 \text{万円 (給与所得及び公的年金等所得がある場合 (最大))} \\ &\quad - 8 \text{万円 (一律控除)} \\ &\quad - \text{下記の控除額} \end{aligned}$$

◎控除額 ※損益通算・繰越控除・分離課税などがある場合は、計算方法が異なることがあります。

障害者控除	1人につき27万円	医療費控除	控除額実額
特別障害者控除	1人につき40万円	雑損控除	
勤労学生控除	27万円	小規模共済等掛金控除	
寡婦控除 ※	27万円	配偶者特別控除	
ひとり親控除 ※	35万円	特定親族特別控除 ※	

※寡婦控除、ひとり親控除は受給資格者が養育者の場合及び扶養義務者等に適用されます。

※特定親族特別控除は、令和8年11月分以降の手当に適用されます。

◎所得制限限度額表

扶養親族等の数	申請者				扶養親族等の数	扶養義務者等	
	全部支給（金額：未満）		一部支給（金額：未満）			（金額：未満）	
	所得ベース	【参考】収入ベース	所得ベース	【参考】収入ベース		所得ベース	【参考】収入ベース
0人	69万円	142万円	208万円	334.3万円	0人	236万円	372.5万円
1人	107万円	190万円	246万円	385万円	1人	274万円	420万円
2人	145万円	244.3万円	284万円	432.5万円	2人	312万円	467.5万円
3人	183万円	298.6万円	322万円	480万円	3人	350万円	515万円
4人	221万円	352.9万円	360万円	527.5万円	4人	388万円	562.5万円
5人	259万円	401.3万円	398万円	575万円	5人	426万円	610万円

※扶養義務者等の所得が制限額以上の場合は支給停止となります。

※所得額・扶養親族等の数は、原則、住民税課税台帳上のものによります。そのため、児童を監護している場合でも、確定申告をしていない場合は扶養親族に含まれません。

※収入ベースの金額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した金額であり、その他の所得では金額が異なる場合があります。

※扶養親族等でない児童を前年の12月31日時点で生計維持していた場合は、申立により、扶養親族等数に含めることができる場合があります。

◎所得制限限度額への加算

(申請者)

- ・ 同一生計配偶者 (70 歳以上の者に限る)、老人扶養親族・・・1 人につき 10 万円
- ・ 特定扶養親族 (19 歳～22 歳)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 人につき 15 万円
- ・ 16 歳～18 歳までで申立がある扶養親族・・・・・・・・・・1 人につき 15 万円

(扶養義務者等)

- ・ 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 人につき 6 万円
(老人扶養親族のほか扶養親族等がない場合は 1 人を除く)

3. 手当額 (月額) (令和 8 年 4 月分から)

手当額は、消費者物価指数の変動等に応じて改定されます。

児童数	全部支給額	一部支給額・計算式
1 人目	48,050 円	48,040 円～11,340 円 (所得に応じて 10 円刻み) 48,040 円－ (申請者の所得額 ^{※1} －所得制限限度額) × 0.0264029 ^{※2}
2 人目以降加算額 (1 人につき)	11,350 円	11,340 円～5,680 円 (所得に応じて 10 円刻み) 11,340 円－ (申請者の所得額 ^{※1} －所得制限限度額) × 0.0040719 ^{※2}

※ 1 所得制限額・・・3 ページの所得制限限度額表の「申請者の全部支給の所得ベースの欄の額」

※ 2 端数処理・・・10 円未満四捨五入

◎申請者や児童が公的年金等を受給しているとき

児童扶養手当額が年金額より多い場合に、児童扶養手当額と年金額との差額のみが支給されます。年金を受給している方は必ずお知らせください。
詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。



4. 申請・支給の方法

◎必要な書類の確認

申請者の状況によって提出いただく書類がかわりますので、お住まいの区の区役所・北須磨支所に来所またはお電話のうえ、児童扶養手当担当にご確認ください。

◎申請

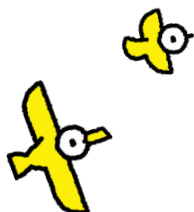
- ・必ず申請者ご本人が来所して手続きしてください。
- ・提出された必要書類を順次審査し、認定後に決定通知を送付します。
- ・書類に不備等がない場合でも決定通知の送付まで通常3か月程度かかります。
- ・審査中に、書類の内容について改めて質問させていただくことがあります。
また、内容の訂正が必要な場合、書類が不足している場合等に、来所等ご対応を依頼することがあります。

◎支給

- ・認定された場合は、申請月の翌月分から手当が支給されます。
- ・原則、支給は決定通知書が届いた月以降の支払予定日に行います。
- ・支払は年6回、奇数月に前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。
- ・支払日は通常11日です。
土・日・祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日となります。
- ・手当の受け取りには公金受取口座の利用が可能です。
詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。



対象月	支払予定日
3月分～4月分	5月11日(月)
5月分～6月分	7月10日(金)
7月分～8月分	9月11日(金)
9月分～10月分	11月11日(水)
11月分～12月分	1月8日(金)
1月分～2月分	3月11日(木)



5. 毎年必要な手続き

児童扶養手当の支給を受けた方は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。【児童扶養手当法 第2条第2項】

- ・受付はお住まいの区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当窓口です。
- ・必ず受給資格者ご本人が手続きしてください。
※一部の方はe-KOBE（神戸市スマート申請システム）でも届出できます。
8月初旬に郵送するご案内をご確認ください。

全員届出が必要（毎年8月）

現況届

引き続き手当を受給する資格があるかどうかを審査し、受給資格を更新するために、受給資格者全員（所得制限限度額超過等により支給停止の場合を含む）に必ず届出していただく書類です。

- ・8月初旬に書類をお送りします。
- ・8月中に届出してください。
- ・代理人による届出はできません。

Q. 忘れたときはどうなるの？

A. 期限までに現況届を届出されない場合は、手当の支給が遅れることや、支給を差し止めることがあります。また、3年間届出しなければ受給資格がなくなります。

対象者のみ届出が必要（毎年8月）

一部支給停止適用除外事由届

手当を受給してから5年、または支給要件に該当することになった日から7年を経過した受給資格者は、一部支給停止適用除外の届出が必要です。

届出をしないと、手当が約半分に減額されます。

- ・対象者には6月頃に書類をお送りします。
- ・現況届と一緒に8月中に届出してください。
- ・次のいずれかの適用除外事由に該当する場合は、事由に応じた必要書類を添えて、届出してください。
 1. 就労している場合
 2. 求職活動などの自立を図るための活動をしている場合
 3. 身体または精神に障害がある場合
 4. 負傷または疾病などにより就業することが困難である場合
 5. 監護する児童または親族が障害・負傷・疾病・要介護状態などで介護する必要があるため就労することが困難である場合

6. 生活状況に変化があった時の手続き

次のようなときは、必ず届出をしてください。

- ・受付はお住まいの区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当窓口です。必要な書類は手続きによって異なります。事前にご確認ください。
- ・必ず受給資格者ご本人が手続きしてください。

- ① 結婚、事実婚をしたなどで、手当を受ける資格がなくなった
- ② 受給資格者や児童が公的年金等を受給するようになった
受給している年金の金額が変わった
- ③ 住所が変わった
- ④ 所得の高い親やきょうだい等と同居・別居した
- ⑤ 児童が増えた
- ⑥ 児童が減った
- ⑦ 児童が学校の寮に入るなど、別居して監護するようになった
- ⑧ 受給資格者や児童の氏名が変わった
- ⑨ 振込口座を変える（氏名変更も含む）
- ⑩ 児童扶養手当証書を紛失等した



① 結婚や事実婚をしたなどで、手当を受ける資格がなくなった

次のようなときは、手当を受ける資格がなくなります。

- ・受給資格者が婚姻したとき（事実婚を含む）※受給資格者が父または母の場合
- ・受給資格者が児童を監護または養育しなくなったとき（児童の婚姻等）
- ・受給資格者または児童が死亡したとき
- ・受給資格者または児童が日本国内に住所がなくなったとき
- ・児童が父と同居するようになったとき ※受給資格者が母または養育者の場合
- ・児童が母と同居するようになったとき ※受給資格者が父または養育者の場合
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所したとき
- ・児童を遺棄していた父または母から連絡等があったとき
- ・拘禁されていた父または母が出所したとき
- ・その他手当を受ける資格がなくなったとき

② 受給資格者や児童が公的年金等を受給するようになった 受給している年金の金額が変わったとき

（例：障害年金、遺族年金、老齢年金ほか）

届出が遅れた場合は、手当を返還していただくことがあります。

③ 住所が変わった

届出が遅れた場合は、手当の支給が止まる場合があります。

【神戸市内→神戸市内】

新しい住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出てください。

【神戸市内→市外】

元の住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出たあと、新しい住所地の担当課にも必ず届け出てください。

【市外→神戸市内】

新しい住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出てください。

④ 所得の高い親やきょうだい等と同居・別居した

支給額が変わる場合があります。

住民票上別世帯であっても、住所が同じであれば届出が必要です。

- ・所得制限限度額より所得の高い扶養義務者と同居・別居することになったとき
(支給額の増減は、同居または別居することになった翌月分から反映)
- ・受給資格者や同居の扶養義務者等の所得申告の内容に修正があったとき
(支給額の増減は、修正された所得によって算定される年度分に反映(遡及あり))

⑤ 児童が増えた

支給額は、請求があった月の翌月分から変わります。

⑥ 児童が減った

支給額は、児童数が減った月の翌月分から変わります。

届出が遅れた場合は、過払分の手当を返還していただきます。

※児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳)に到達するときは手続き不要です。

⑦ 児童が学校の寮に入るなど、別居して監護するようになった

学校長等の証明が必要な場合があります。

⑧ 受給資格者や児童の氏名が変わった

⑨ 振込口座を変える

氏名変更を伴わない場合に限りe-KOBE(神戸市スマート申請システム)での届出も可能です。※詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。



⑩ 児童扶養手当証書を紛失等した

届出後、新しい証書を発行し、後日郵送します。

7. 注意事項

婚姻等で受給資格がなくなる場合や、養育している児童数の変更等により手当額が変わる場合は、すぐに届出をしてください。届出をしないまま受給していた場合、受給資格のない期間に受け取った手当全額を一括返還していただくことになります。

Q. 婚姻していないので届け出なくてもいい？

A. 婚姻には「法律上の婚姻関係」だけでなく「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合（事実婚）」も含まれます。

以下のいずれかに該当する場合は事実婚となる可能性がありますので、すみやかに届出をしてください。

- ・ 扶養義務者等以外の異性と同居している。
- ・ 頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生計費の補助等を受けている、提供している。

上記のほか、

- ・ 受給資格者や児童が妊娠した、相手が妊娠した
- ・ 親やきょうだい以外の異性と住所が同じになる
- ・ 住民票上の住所と実際の居住地が異なる
- ・ 扶養義務者等と同居するようになる
- ・ 受給資格者や児童が公的年金等を申請することになる

などの生活状況の変化があれば、手続きが必要ですので、すみやかにお住まいの区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当にご相談ください。

- ・ 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた場合、児童扶養手当法に基づき、受け取った手当を返還していただくことや、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・ 適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。

8. お問い合わせ先

- 申請に必要な書類の確認や、支給要件に該当するかなど個別のご質問はこちら

お住まいの区の区役所・北須磨支所の【保健福祉課 児童扶養手当担当】まで 窓口受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00 (土日祝・年末年始は閉庁)		
東灘区役所	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	☎ 078-841-4131
灘区役所	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	☎ 078-806-8616
中央区役所	〒651-8570 中央区東町 115	☎ 078-335-7511
兵庫区役所	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	☎ 078-511-2111
北区役所	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	☎ 078-593-1111
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1	☎ 078-981-7005
長田区役所	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	☎ 078-579-2311
須磨区役所	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	☎ 078-731-4341
垂水区役所	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1	☎ 078-708-5151
西区役所	〒651-2295 西区糀台 5-4-1	☎ 078-940-9501
北須磨支所	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-6	☎ 078-793-1415

- 神戸市の児童扶養手当やその他のひとり親家庭支援のサービス・制度の情報は、神戸市ホームページからご確認いただけます。

神戸市 児童扶養手当

検索

神戸市 ひとり親家庭支援

検索



- 児童扶養手当の一般的な質問（制度の概要・手当支給日など）は、神戸市お問い合わせセンターでもお答えしています。

電話番号：078-333-3330

または0570-083-330 (年中無休、8:00~21:00)

FAX：078-333-3314

メールでのお問い合わせ→



児童扶養手当のてびき

2026年4月発行

編集・発行 神戸市

〒650-8570 中央区加納町6丁目5-1



こどもっと
KOBE



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。